

建築士法第27条の2第7項に基づく
開設者・管理建築士のための
建築士事務所の管理研修会テキスト

平成29年度
大改訂

これからの 建築士事務所の 経営と展望

平成29年6月、管理研修会のさらなる推進を目指し、5年ぶりにテキストを大改訂しました。タイトルも「これからの建築士事務所の経営と展望」と一新し、建築士事務所経営に必要な実務的知識を盛り込み、また時流に即したテーマを掘り下げて内容を充実させました。

7月から各都道府県建築士事務所協会と一般社団法人日本建築士事務所協会連合会の共催により、新テキストを使用して研修会を開催してまいります。開催日程等については、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会へお問い合わせください。

テキストの概要

- 第1章 建築士事務所の業務と展望**
建築士事務所運営における、基本的な姿勢と建築設計を取り巻く経営環境について
- 第2章 これからの建築士事務所経営**
建築士事務所運営において、踏まえておくべき必須の知識について
- 第3章 建築技術の新しい動向**
建築技術の最近の動向から、建築士事務所が特に着目すべき事項について
- 第4章 トラブル対応とリスク管理**
建築士事務所が危機管理のために留意すべき事項を事例に即して紹介、また賠償責任保険についても解説
- 法令編 建築士事務所の運営管理に関する法令事項**
建築士法などの法令について、手引き書としての活用を想定した内容



建築士法第27条の2第7項に基づく 開設者・管理建築士のための 建築士事務所の管理研修会

研修会の趣旨

建築士事務所の業務に責任を持ち契約締結者となる開設者と、建築士事務所を管理し技術的事項を総括する管理建築士は、建築士事務所の運営はもとより業務委託者に対する責任を負っており、社会変化に応じた最新の法制度や技術等に精通し、その資質を維持・向上していくことが求められています。

本研修会は、建築士事務所の管理・運営を適切に進める上で把握しておくべき重要事項を網羅した内容となっており、5年ごとの事務所登録の更新の機会に合わせて受講することで、資質の維持・向上を図り、業務委託者の期待に応えるべく業務の適正化や建築物の質の向上を目指すことを目的としています。

管理建築士にとっては…

所属建築士として「建築士定期講習」の受講が義務付けられていますが、本研修会では管理建築士として要求される建築士事務所の管理に関する事項、および社会情勢の変化に伴って求められる最新知識を学習していただくことになります。

建築士でない開設者にとっては…

法定講習の受講義務がないため、建築士事務所の管理・運営について学ぶ、唯一の機会となります。

法定講習（管理建築士講習・建築士定期講習）との受講イメージ

		講習の受講義務	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	
建築士事務所	建築士事務所に所属する建築士	建築士定期講習 3年ごとの受講義務	受講間隔 3年			定期講習	受講間隔 3年			定期講習	受講間隔 3年		定期講習
	管理建築士	管理建築士講習 1度だけの受講義務	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> 管理建築士講習 現行の法定講習では、斜線範囲の学習機会がないため、管理研修会の定期的な受講が継続的な資質の維持・向上に有効と考えられます。 </div>										
	建築士でない開設者	—											

勸奨受講計画

管理建築士	本研修会事務所登録の更新に合わせて5年ごとの受講を勸奨	管理建築士講習	受講間隔 5年	管理研修会	受講間隔 5年	管理研修会
建築士でない開設者		管理研修会	受講間隔 5年	管理研修会	受講間隔 5年	管理研修会

< お問い合わせ・お申し込み先 >



一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会

〒336-0031 埼玉県さいたま市南区鹿手袋4-1-7-5 F
TEL 048-864-9313 / FAX 048-864-9381
ホームページ <http://www.saijikyoo.or.jp>

開設者・管理建築士のための 「建築士事務所の管理研修会」開催のご案内

(一社) 埼玉県建築士事務所協会

1. 主催 (一社) 埼玉県建築士事務所協会、(一社) 日本建築士事務所協会連合会
2. 後援 埼玉県
3. 受講対象者 【埼玉県知事登録を受けている建築士事務所の開設者(登録申請者)及び管理建築士】
 - 令和2年4月～令和3年3月に事務所登録を更新する事務所
 - 平成30年12月～令和元年11月に新規登録をした事務所
 - 本研修会の受講を希望する方

4. 開催日時・会場・定員

・日時 令和2年2月6日(木) 10:00～16:40 (受付 9:30～)

・会場 埼玉建産連研修センター200会議室 さいたま市南区鹿手袋4-1-7 埼玉建産連会館
*駐車場のご用意はございませんので公共交通機関をご利用ください。

・定員 100名

地図はこちら ➡



5. 内容・講師 (都合により変更となる場合があります)

- 第1章 建築士事務所の業務と展望
 - 第2章 これからの建築士事務所経営
 - 第3章 建築技術の新しい動向
 - 第4章 トラブル対応とリスク管理 (有限会社日事連サービス)
- 地域編 埼玉県都市整備部建築安全課
- I. 建築士法について (事務所業務、法改正) (総務・監察担当)
 - II. 省エネ法について (建築指導担当)

6. 受講料 会員 8,000円 (テキスト代・消費税含む)
非会員 10,000円
*(一社)埼玉建築士会は、別団体ですので会員外になります。
*当日欠席の場合、後日テキストを送付致しますが受講料は返金しません。

7. テキスト 「これからの建築士事務所の経営と展望」 (当日配布)

8. 申込方法 受講申込書に必要事項を記載し、銀行振込済みのコピーを添付し、FAXでお申込み下さい。
または、申込書と一緒に協会事務局に直接持参されても結構です。

〒336-0031 さいたま市南区鹿手袋4-1-7 埼玉建産連会館5F
(一社) 埼玉県建築士事務所協会 FAX (048) 864-9381

【振込先】 埼玉りそな銀行 県庁支店 普通預金 0181017
一般社団法人埼玉県建築士事務所協会 会長 栗田政明

注 意 ・申込書は1枚1名とします。2名以上の場合はコピーしてお申し込みください。
・受講料を振込む場合は、必ず、事務所名(会社名)でご送金下さい。
・振込手数料は申込者がご負担下さい。

9. 申込期限 令和2年1月27日(月) 締切り

10. 受講券 受付後、事務所にFAXしますので当日受付で提示して下さい。
*1/27まで受講券が届いていない場合は、お手数ですが協会までご一報下さい。

11. CPD制度 建築CPD情報提供制度の認定プログラム〔特別認定講習〕5単位(予定)
*制度に加入されている方は、研修会当日、備え付けたCPD認定プログラム出席者名簿にCPD番号をご記入頂きます。

12. お問い合わせ TEL (048) 864-9313 (一社) 埼玉県建築士事務所協会 まで

建築士法第27条の2第7項に基づく

令和元年度「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」 受講申込書

一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会 殿

下記の通り令和2年2月6日の標記研修会の受講を申込みます。

申込日 令和 年 月 日

受 講 者	氏名	フリガナ(姓)	(名)	性別	※ 受講番号	
				男・女		
	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日				
	建築士事務所代表者 (開設者)	1. 開設者である		2. 開設者でない		
	管理建築士	1. 管理建築士である		2. 管理建築士でない		
勤 務 先	建築士資格	1. 一級		2. 二級		3. 木造 4. 無資格
	建築士登録番号	() 都道府県				号
	事務所名	(フリガナ)			種別	1. 一級 2. 二級 3. 木造
	所在地	〒 () 埼玉県				
	電話	- -	内線()	F A X	- -	
Eメール	@					
最新事務所登録年月日	平成・令和 年 月 日	建築士事務所登録番号	埼玉県知事登録 () 第			号
事務所協会		1. 会員である 2. 会員でない				
受講料 (税/テキスト代含む)	・ 8,000円 (埼玉県建築士事務所協会の会員) ・ 10,000円 (その他一般)					
注 意		振込受領証のコピー貼付				
①この申込書により受講履歴等を管理しますので太枠内はもれなく正確にご記入下さい。		【振込先】				
②項目に選択項目又は番号がある場合は受講者の講習日現在として必要箇所または番号を○印で囲んで下さい。		埼玉りそな銀行 県庁支店 普通預金 0181017				
③申込方法をご覧の上、F A Xにてお申し込み下さい。		一般社団法人埼玉県建築士事務所協会 会長 栗田政明				
④※受講番号は受付時に記載いたしますので、記入する必要はありません。		インターネットバンキングなどご利用の場合は別紙にて送付してください。				
⑤Eメール欄は任意です。						
⑥テキスト等は、当日会場受付にて配布しますので、受講券を必ずお持ち下さい。						
受付日 領収証・受講券発行日		年 月 日 現金・振込 () 円				

※ 受講申込書に関する個人情報の取り扱いについて

受講申込書より取得した受講者に係る個人情報は、研修を実施するにあたり、受講履歴の管理、研修の案内を行うためのみに利用します